

札幌市長 殿

令和3年 4月13日

特定非営利活動法人 ここの家
理事長 八木 洋子

市民への説明状況報告について

令和3年3月26日付 札幌自治第7225号に基づく市民への説明の要請につきましては別紙のとおり説明を実施しておりますので報告いたします。

記

1 説明対象

令和3年3月26日付 札幌自治第7224号に基づく報告徴収

2 説明内容

- (1) 札幌市から報告を求められた事実とその内容
- (2) 札幌市に対して報告をした内容

3 説明の実施方法

当該法人事務所において市民が広く自由に閲覧可能な状態として説明文を公開
また「市民の皆様へ」との表題による本件事案の概要を要約した資料をA4用紙にまとめ
それを事務所に備え置き、広く市民が持ち帰って読めるように施策しました。

4 説明実施日

令和3年 4月13日

市民の皆様へ

令和3年4月13日
特定非営利活動法人この家
理事長 八木 洋子

特定非営利活動促進法第41条に基づく市民の皆様への報告について

当団体は令和3年4月1日付で、就労継続支援B型事業者指定に関して行政処分を受けました。

つきましては、処分の内容、処分の経緯、問題点、今後の改善を説明いたしますので、ここに掲載いたします。

1 処分の内容

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止（新規利用者の受け入れ停止）3か月

（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）

(1) 運営基準に関する違反があった。

（障害者総合支援法第50条第1項第4号）

雇用契約を締結していないボランティアスタッフのみに利用者を任せ、事業所の従業者による支援をしていない等の運営基準違反があった。

(2) 訓練等給付費の請求に関し不正があった。

（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

従業者ではないボランティアスタッフによる支援は、事業所の支援とは認められないにもかかわらず、令和元年9月～令和2年3月までの間、給付費を請求していた。

2 処分の経緯

生活支援員、職業指導員等については雇用関係が成立している職員のみがサービスの提供が可能であるものであるが、認識の甘さにより、ボランティアで従事していただいていた職員をサービス提供職員として就役させており、それを基に介護保険請求をしていた時期がありました。

3 問題点

障害福祉サービスは各種「営業許可」とは違い「指定業務」であることから、その業務遂行にあっては「法令順守」が最も大切なこととは認識していましたが、日々の業務に忙殺されてしまい、職員配置の管理徹底が甘くなってしまいました。

また、障がい者総合支援法の習熟についても、その全てを熟知できていなかったため、職員就労配置管理についてコンプライアンスの徹底がおろそかになってしまいました。

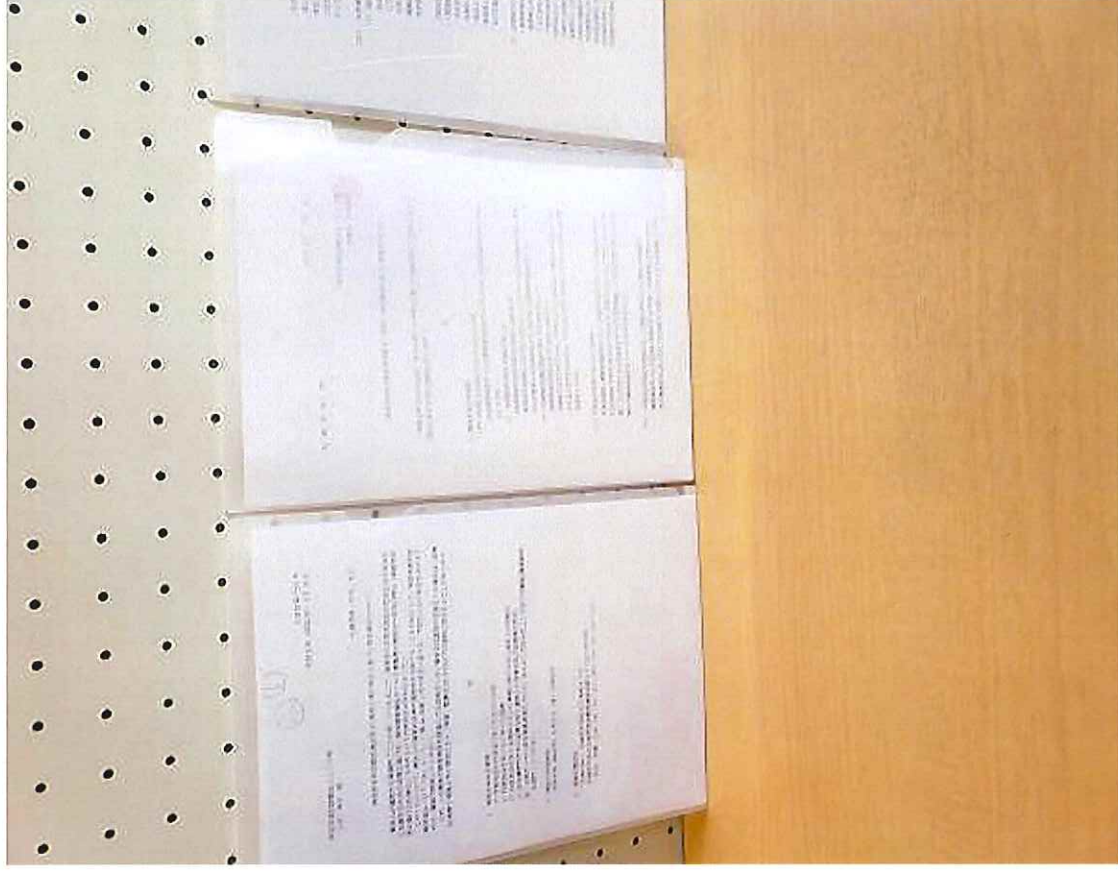
4 今後の改善

- ・指定障害者事業として、職員全員に法令の習熟を図るとともに、その実践に努力してゆく所存です。
- ・管理者を中心として事業の管理業務を遂行していきませんが、その中においても、複数の職員による相互チェック体制を実践します。
- ・専属の行政書士を顧問として招致して、法令関連に伴う精査、コンプライアンスに関する精査、各種助言等により、適正な事業活動に留意していきます。
- ・NPO活動として、その一部に就労継続支援B型の活動がありますが、今回の指摘事項を鑑み、セクション主義ではなく、組織としての活動として、理事をはじめ、全職員が共通の関与事象として、風通しの良い職場づくりの涵養や意思疎通の徹底に努めていきたいと思っている所存です。

説明の実施状況

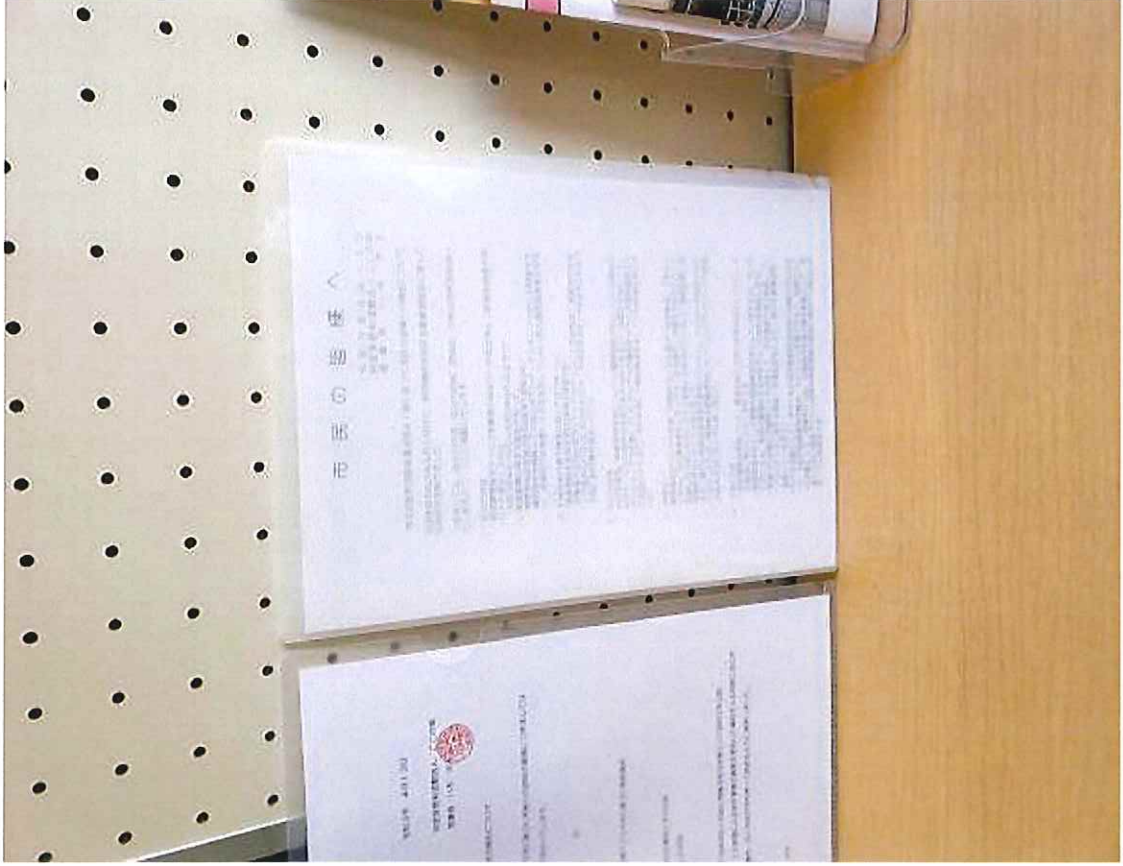


事業所掲載状況



市民への説明状況

説明の実施状況



市民への説明状況